

# 豊川市立南部中学校 いじめ防止基本方針

豊川市立南部中学校

## 1 いじめの定義といじめ防止についての基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、「いじめ」を次のように定義しています。

#### 第一章 第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害です。また、いじめはどこでも、どの子にも起こりうるもの、そして、被害者と加害者の関係も固定的でなく、時として入れ替わる可能性があるものという認識のもと、全ての教職員が生徒の日常的な観察を丁寧に行い、生徒の小さな変化を見逃さないように努めなければなりません。問題発生に対しては情報の共有と学校全体で組織的な対応を行い、迅速な解決を図るとともに、さらにその再発防止に努めます。

学校では、生徒たちの学校生活の中での主体的な活動を通して、自尊感情を高め、自分自身を大切に思える「心の居場所づくり」に取り組みます。そうすることによって生徒は他を尊重し、互いに認め合える人間関係を築いていきます。それがひいてはいじめの発生を抑制し、未然防止の上で大きな力となります。教職員は「心の居場所づくり」のために、生徒に対して愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を実践し、教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係を築くことに努めなければなりません。

また、日ごろから家庭や地域社会、関係機関との連携を密にし、情報の共有を図るなど、「いじめ見逃しゼロ」を大切に、いじめの未然防止と早期解決に向けて取り組んでいきます。

## 2 いじめ問題に取り組むための組織

### (1) 校内の組織

#### ① 運営委員会（いじめ・不登校対策委員会）

校長、教頭、教務主任、校務主任、主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、各学年主任、進路主事、研究主任でいじめ防止に関する取組について話し合います。（毎週）

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・ 教職員への共通理解と意識啓発
- ・ 生徒や保護者、地域に対する情報の発信と意識啓発、意見聴取
- ・ いじめへの未然防止、早期発見

#### ② サポート委員会

校務主任、生徒指導主事、各学年の生徒指導担当者、特別支援コーディネーター、養護教諭、保健主事、スクールカウンセラーで情報を共有し、いじめ問題を含む生徒指導上の問題行動、いじめ問題を含むサポートが必要な生徒の情報を共有し、その対応等について話し合います。（毎週金4）

### ③ 職員会議

全職員にいじめ問題を含む生徒指導上の問題行動について、現状や指導についての情報の共有を図り、全職員が共通理解の下、行動ができるように話し合います。

## (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

### ① 学校運営協議会

地域住民代表、PTA会長、PTA女性部長、有識者、教職員（校長、教頭、主任、教務主任、校務主任、生徒指導主事、進路指導主事、各学年主任）が、いじめ状況や学校評価アンケート結果、指導方針等について話し合い、今後の改善に生かしていきます。

### ② 青少年健全育成連絡協議会

中部・牛久保・天王の各連区長、少年指導委員、主任児童委員、民生委員代表、保護司、学校運営協議会委員、更生保護女性会支部長、教職員（校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当）で、いじめの現状や地域での中学生の様子などについて話し合い、今後の改善に生かしていきます。

## (3) 緊急対応組織

### ① 校内緊急対応チーム

本部（運営委員）…校長、教頭、主任、教務主任、校務主任、生徒指導主事、学年主任

保護者対応班 …保護者担当 : 教頭、校務主任【保護者、PTA】

個別担当 : 担任、部活動顧問、学年主任【個別窓口】

報道対応班 …報道担当 : 校長【責任者】、教頭【副責任者】

学校安全班 …学校安全担当 : 校務主任、生徒指導主事【補佐、警察関係】

庶務担当 : 主任【庶務】

情報担当 : 校務主任【情報発信】

生徒指導主事【情報統括】

該当学年主任【情報収集、調査】

学年班 …総務担当 : 教務主任【学校再開、職員サポート】

学年担当 : 学年主任、副主任【各学年の統括】

サポート班 …特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、保健主事、

## 3 いじめ防止等に関する具体的な取組及び予防

### (1) いじめの未然防止の取組

- ① いじめを許さない、見過ごさない学級づくりや校内の雰囲気づくりをします。
- ② 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動等の推進を図ります。
- ③ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に啓発や指導をします。
- ④ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長しないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。
- ⑤ 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養います。
- ⑥ 授業改善を積極的に行い、分かりやすい授業づくりに努めます。授業の中で生徒一人一人の「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育み、自尊感情を高めるとともに、「自己指導力」を身に付けさせます。

### (2) いじめの早期発見の取組

- ① 教職員は、生徒の些細な兆候から、いじめを積極的に認知するように努め、教職員間の情報交換を密にし、情報の共有を図ります。
- ② 定期的な「いじめアンケート調査」（年4回）や「教育相談アンケート」（年3回）の実施、生活ノー

ト、教育相談週間の個別面談等、普段の相談活動の充実を図り、相談しやすい環境を整えます。

- ③ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整えます。

### (3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見、通報を受けたら「いじめ対策委員会」で組織的に早急に対応します。
- ② 被害生徒を守り通すという姿勢で対応します。
- ③ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署など、専門家や関係諸機関との連携のもとで取り組みます。
- ⑤ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局などとも連携して行います。また、日頃から情報モラル教育の充実を図ります。
- ⑥ 学校や家庭、地域が協力して解決にあたり、再発防止に努めます。

## 4 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「豊川市重大事態対応フロー図」（豊川市いじめ基本方針）に基づいて対応します。

### 重大事態の意味

いじめによる重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条1項1号）」や「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第28条1項2号）」をいいます。（豊川市いじめ防止基本方針より）

### 重大事態の発生



### 教育委員会へ重大事態の発生を報告

※教育委員会が調査の主体を判断



### 重大事態発生後、学校が調査主体となった場合

- ① 学校に重大事態の調査組織を設置
  - ・ 「いじめ対策委員会」を調査組織の母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えます。
- ② 事実関係を明確にするための調査を実施
  - ・ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。
- ③ いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供
  - ・ 学校は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明します。
  - ・ これらの情報提供にあたっては、学校は他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
- ④ 調査結果の報告
  - ・ 調査結果について、学校は教育委員会に報告します。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置